

廃止措置計画書（変更）

令 06 原機（サ）106
令和 7 年 3 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
事業所名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
氏 名 核燃料サイクル工学研究所長 高田 千恵
(公印省略)

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定第 5 条の 2 第 1 項の規定により，令和 6 年 5 月 13 日付けで提出した廃止措置計画書について，その記載事項を下記のとおり変更しますので連絡します。

対象施設の名称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）
変更の概要	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理目標値に関連する記載や系統除染第一段階の時期の変更
計画書の 変更理由	令和 6 年 5 月 13 日付けで原子力規制委員会に認可の申請を行った再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書に対し，放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理目標値に関連する記載や先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の時期等を変更するために，廃止措置計画変更認可申請書の補正を行うことから，これらの内容を反映し，廃止措置計画書の変更を行うものである。

添付資料

- 1. 変更箇所の新旧対照表
- 2. 変更後の廃止措置計画書
- 3. 原子力関係法令に基づく認可申請書の写し